

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月16日
【会社名】	日機装株式会社
【英訳名】	NIKKISO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 甲斐敏彦
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
【電話番号】	03 - 3443 - 3711 (代表・番号案内)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 吹田恒久
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
【電話番号】	03 - 3443 - 3711 (代表・番号案内)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 吹田恒久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年7月16日開催の取締役会において、スイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

日機装株式会社2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

() 発行価額（払込金額）

未定（各本社債の額面金額 5,000,000円）。本社債の発行価額（払込金額）は、当社の代表取締役社長又は代理人が投資家の需要状況及び市場動向等を勘案して決定する。但し、本社債の発行価額（払込金額）は、本社債の額面金額の100%を下回ってはならない。

() 発行価格（募集価格）

未定。本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）は、当社の代表取締役社長又は代理人が投資家の需要状況及び市場動向等を勘案して決定する。但し、本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）は、本社債の額面金額の102.5%を下回ってはならない。

() 発行価額の総額

未定。本社債の発行価額の総額は、当社の代表取締役社長又は代理人が投資家の需要状況及び市場動向等を勘案して決定する上記（ ）の本社債の発行価額（払込金額）の本社債の額面金額に対する割合に下記（ ）記載の券面額の総額を乗じた金額とする。

() 券面額の総額

150億円

() 利率

本社債には利息を付さない。

() 償還期限

2018年8月2日

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式

当社普通株式の内容は、完全議決権株式で権利内容に特に制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記()記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

() 本新株予約権の総数

本新株予約権の総数は3,000個とする。

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又は代理人が投資家の需要状況及び市場動向等を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、2013年7月16日の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社が保有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い(特別配当の実施を含む。)、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

() 本新株予約権の行使期間

2013年8月16日から2018年7月19日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)までとする。

但し、本新株予約権付社債の要項に定める本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)まで、本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch(以下「Daiwa Capital Markets Europe」という。)に引き渡された時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年7月19日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

さらに、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用によるかを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(x) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(x) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(x) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。

(x) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

八 発行方法

Daiwa Capital Markets Europe及び下記二記載のその他の買取引受人（以下「幹事引受会社」と総称する。）の総額個別買取引受によるスイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは上記口() (2)により転換価額が決定された日の翌日午前8時（日本時間）までに行われる。

二 引受人の名称

Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch（主幹事引受会社兼単独ブックランナー）

Mizuho International plc

ホ 募集を行う地域

スイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 払込総額 | 未定 |
| (2) 発行諸費用の概算額 | 12百万円 |
| (3) 差引手取概算額 | 未定 |

() 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債の新規発行による手取概算額については、以下に充当することを予定している。

- (1) インダストリアル事業本部の事業拡大のためのオランダのGeveke B.V.の株式取得資金の全部又は一部として、平成26年3月期上期中に最大7,000百万円（当該株式取得の実行時期によっては、一時的に手元資金にて当該株式取得資金の払込を行う場合もある。）。

但し、外部環境の変化を含む諸事情によっては、当該株式取得が予定された時期及び条件で実行されない可能性、又は当該株式取得そのものが中止される可能性があり、かかる場合には、当該株式取得資金に充当する予定であった金額を平成27年3月末までに長期借入金及び短期借入金の返済資金に充当する予定である。

- (2) 平成27年3月期末までに発生する各事業にかかる設備投資資金として4,000百万円。

- (3) 残額については、平成26年3月期末までに短期借入金の返済資金。

ト 新規発行年月日

2013年8月2日

チ 本新株予約権付社債を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

リ 平成25年7月16日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 80,286,464株

資本金の額 6,544百万円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上